

市税優遇制度のご案内

（都市拠点における投資）

堺市では、都市拠点（都心地域・中百舌鳥地域・泉ヶ丘地域）等に投資を誘導することにより、雇用機会・事業機会の拡大等を図り、本市産業の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とした「堺市イノベーション投資促進条例」に基づく市税優遇制度を実施しています。

事務所及び研究所の新增築や建替え等の投資で一定の条件を満たす場合に市税が軽減されますので、これから投資を検討される方や投資計画をお持ちの方は、まずご相談ください。

対象となる事業

次の特定事業所等（下記の家屋及びこれらの付帯施設）の新設、拡張又は移転

- 事務所、研究所（業種制限なし）

対象区域

- 都心地域
- 中百舌鳥地域
- 泉ヶ丘地域

優遇内容

＜軽減税目＞●固定資産税（家屋・償却資産） ●都市計画税（家屋） ●事業所税（資産割）
※投資の内容により対象となる税目は異なります。

＜軽減期間＞最長 5 年間

＜軽減率＞

	要 件	軽減率
①	基本要件 投下固定資産額：10 億円以上 （本社・研究所の新設・拡張又は市外からの移転については 1 億円以上） ※投下固定資産額・特定事業所等の新增築及び建替え並びに事業の用に供する償却資産の取得に要した費用の合計額。	1/2
②	都心地域における成長産業分野の本社・研究所 投下固定資産額：2 億円以上 （本社・研究所の新設・拡張又は市外からの移転については 1 億円以上） 都心地域において成長産業分野の本社（市外からの移転に限る）又は研究所を整備するもの	2/3
③	中百舌鳥地域における新事業創出企業の投資 投下固定資産額：2 億円以上 （本社・研究所の新設・拡張又は市外からの移転については 1 億円以上） 中百舌鳥地域において、産業支援機関等と連携して先進的な事業を創出しようとする企業の投資	
④	泉ヶ丘地域におけるスマートシティ構想に資する事業に関する投資 投下固定資産額：2 億円以上 （本社・研究所の新設・拡張又は市外からの移転については 1 億円以上） 泉ヶ丘地域において、スマートシティ構想に資する事業（ICT、環境エネルギー、次世代輸送、防災）を行う企業の投資	

⑤	中百舌鳥地域・泉ヶ丘地域における特定の成長産業分野に関する投資 投下固定資産額：2億円以上 （本社・研究所の新設・拡張又は市外からの移転については1億円以上） 下記⑦又は⑧のいずれかに該当 ⑦：中百舌鳥地域においてICT関連の事業を行う企業の投資 ⑧：泉ヶ丘地域において次世代ヘルスケア関連の事業を行う企業の投資	3/4
---	---	-----

※成長産業分野（詳細はお問い合わせください。）

ICT関連、次世代ヘルスケア関連、環境エネルギー関連、次世代輸送関連、防災関連

※市税の軽減は、投資により新たに課税されることとなった資産（床面積）が対象となります。

対象区域図

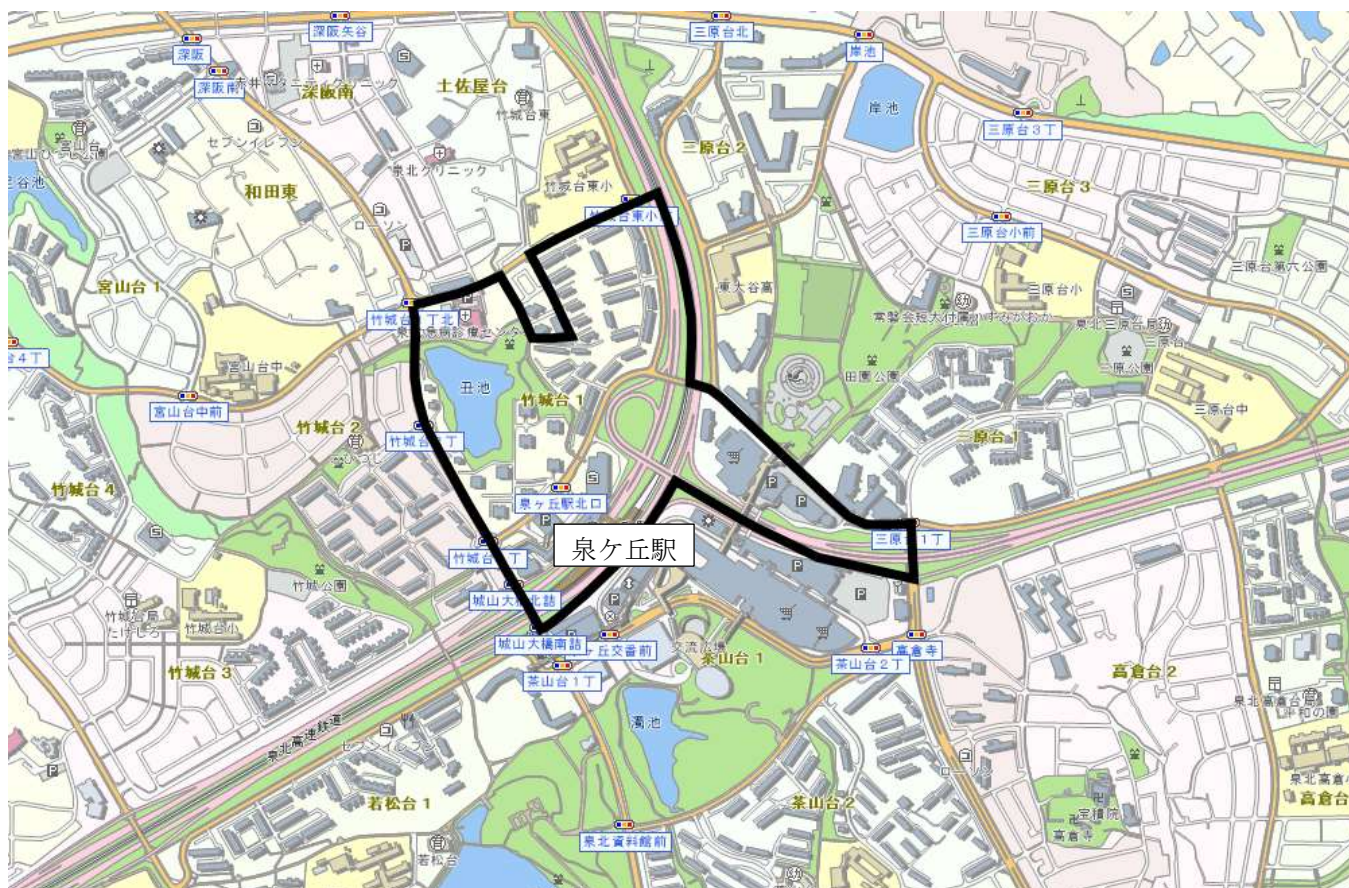
●都心地域における対象区域



●中百舌鳥地域における対象区域



●泉ヶ丘地域における対象区域



申請手続き

申請書は事前相談の際にお渡ししますので、申請をご検討の方は早めにご相談ください。

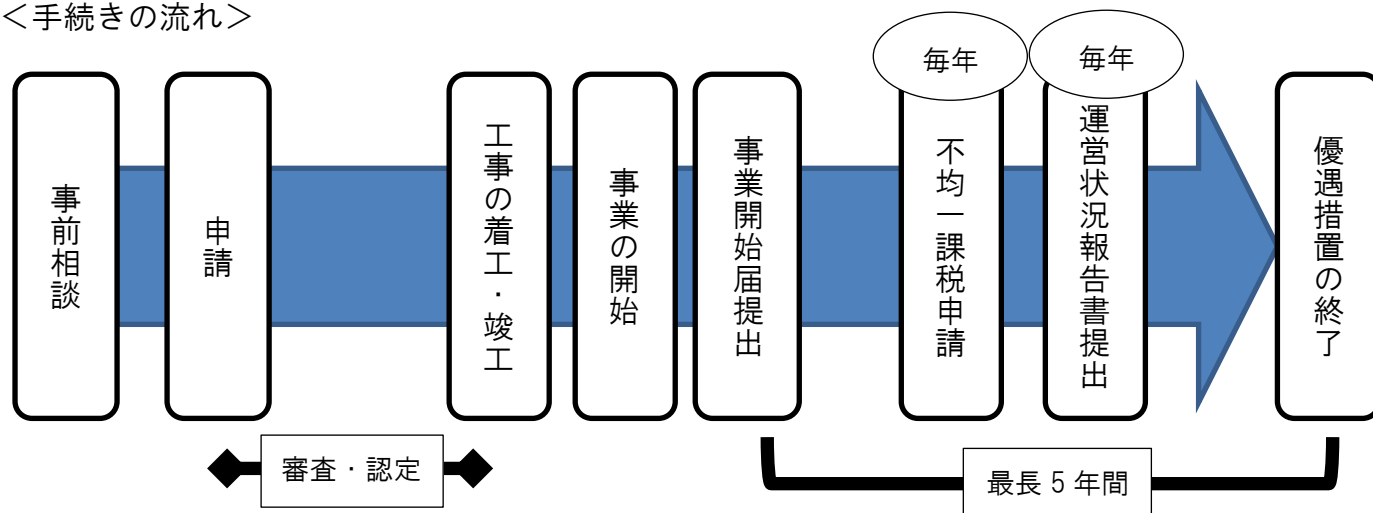
<申請期限>

①	建築確認申請を行う場合	建築確認済証の交付の日まで
②	建築確認が不要の場合	建築に係る契約の日まで
③	特定事業所等を取得（居抜き）、賃借する場合	取得又は賃借に係る契約の日まで

<申請方法>

下記申請・問合せ先へ申請書をご提出ください。（郵送での提出は不可）

<手続きの流れ>



遵守事項

認定を受けられた企業は、下記を遵守してください。

- 認定事業を堺市内で 10 年以上継続するよう努めること
- 堺市内居住者を雇用するよう努めること
- 地域の企業等及び研究機関との連携に努めること
- 関係法令の遵守、固定資産税その他の公租公課を滞納しないこと

※不均一課税期間が完了するまでの間に事業を廃止等される場合は、認定取消、軽減相当額の納入を求める可能性があります。

条例の期限

令和 12 年 3 月 31 日（期限までに認定を受ける必要があります）

申請・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 イノベーション投資促進室

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816

（市役所までの交通経路は堺市ホームページをご覧ください。）

<http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gaiyo/annai/access.html>



市税優遇制度 HP

市税優遇制度のご案内

（工業適地における投資）

堺市では、工業に適した土地等に投資を誘導することにより、雇用機会・事業機会の拡大等を図り、本市産業の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とした「堺市イノベーション投資促進条例」に基づく市税優遇制度を実施しています。

工場や研究所等の新增築や建替え等の投資で一定の条件を満たす場合に市税が軽減されますので、これから投資を検討される方や投資計画をお持ちの方は、まずご相談ください。

対象となる事業

- 企業立地計画に係る下記の家屋（これらの付帯施設を含む）の新設、拡張又は移転
 - 工場、事務所（製造業及び情報通信業の事業の用に供するものに限る）
 - 研究所、高度物流施設（業種制限なし）
- ※高度物流施設…ICT 技術や荷捌き合理化設備、流通加工設備等を導入した高度な物流機能を有する施設
- 脱炭素エネルギー供給拠点（家屋の整備を伴う投資だけでなく、家屋の整備を伴わない投資も可）の新設、拡張又は移転
 - ※脱炭素エネルギー供給拠点…燃料用 H₂、NH₃ 等、脱炭素につながるエネルギー源の供給拠点
- 家屋の整備を伴わない投資であって、下記の分野又は技術に関する償却資産導入による事業所の整備
 - 成長産業分野又は特定重要物資・技術に関する投資
 - 温室効果ガスの大幅な削減が見込まれる技術の導入
- ※上記の詳細については、下記の「定義」を参照

対象区域（都市計画法に規定する下記の区域）

- 工業専用地域 ●工業地域 ●準工業地域

優遇内容

＜軽減税目＞●固定資産税（家屋・償却資産） ●都市計画税（家屋） ●事業所税（資産割）

※投資の内容により、対象となる税目は異なります。

＜軽減期間＞最長 5 年間

＜軽減率＞

○家屋の整備（新築・建替・増築・賃借・購入）を伴う投資

	要 件	軽減率
①	基本要件 投下固定資産額 ●中小企業 1 億円以上 ●大企業 10 億円以上 ※投下固定資産額…企業立地計画に係る家屋の新增築及び建替え並びに事業の用に供する償却資産の取得に要した費用の合計額。	1/2
②	成長産業分野、特定重要物資・技術関連の本社・研究所 ①の要件＋成長産業や特定重要物資・技術関連の本社（市外からの移転に限る）・研究所の整備	2/3

	脱炭素エネルギー供給拠点	
③	①の要件＋脱炭素エネルギー供給拠点の整備（家屋の整備を伴う投資だけでなく、家屋の整備を伴わない投資も対象とします。）	

○家屋の整備を伴わない投資

	要 件	軽減率
④	○成長産業分野や特定重要物資・技術に関する投資 ○温室効果ガスの大幅な削減が見込まれる技術の導入 投下固定資産額 ●中小企業 1億円以上 ●大企業 10億円以上	1/3

※定義

○成長産業分野

ＩＣＴ関連、次世代ヘルスケア関連、環境エネルギー関連、次世代輸送関連、防災関連

○特定重要物資

経済安全保障推進法に規定する特定重要物資であって、政令で指定されたもの

○特定重要技術

経済安全保障推進法に規定する特定重要技術研究開発指針に基づき、経済安全保障推進会議及びイノベーション戦略推進会議が決定する研究開発ビジョンにて支援対象とする重要技術として定められたもの

○温室効果ガスの大幅な削減が見込まれる技術

国の「革新的イノベーション戦略」に規定する16の技術課題に係る技術開発

詳細はお問い合わせください。

※市税の軽減は、投資により新たに課税されることとなった資産（床面積）が対象となります。

申請手続き

申請書は事前相談の際にお渡ししますので、申請をご検討の方は早めにご相談ください。

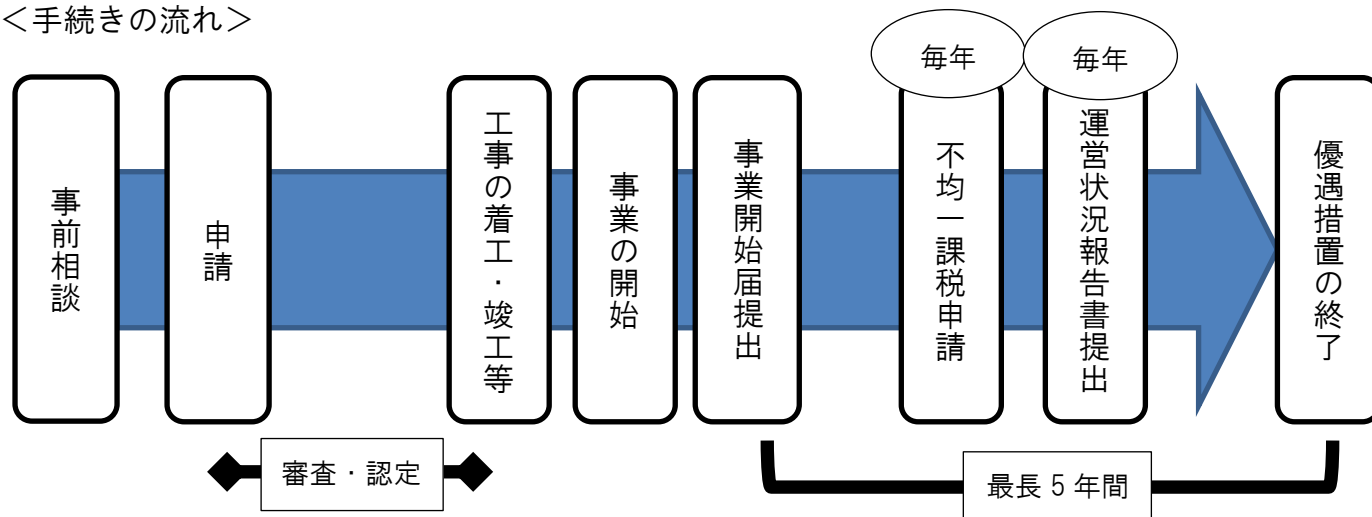
<申請期限>

①	建築確認申請を行う場合	建築確認済証の交付の日まで
②	建築確認が不要の場合	建築に係る契約の日まで
③	企業立地計画に係る家屋を取得（居抜き）、賃借する場合	取得又は賃借に係る契約の日まで
④	家屋の整備を伴わない投資の場合	償却資産の取得に係る契約又は発注日まで

<申請方法>

下記申請・問合せ先へ申請書をご提出ください。（郵送での提出は不可）

<手続きの流れ>



遵守事項

認定を受けられた企業は、下記を遵守してください。

- 認定事業を堺市内で 10 年以上継続するよう努めること
- 堺市内居住者を雇用するよう努めること
- 地域の企業等及び研究機関との連携に努めること
- 関係法令の遵守、固定資産税その他の公租公課を滞納しないこと

※不均一課税期間が完了するまでの間に事業を廃止等される場合は、認定取消、軽減相当額の納入を求める可能性があります。

条例の期限

令和 12 年 3 月 31 日（期限までに認定を受ける必要があります）

申請・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 イノベーション投資促進室

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816

（市役所までの交通経路は堺市ホームページをご覧ください。）

<http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gaiyo/annai/access.html>



市税優遇制度 HP

堺市で本社機能の整備を行う企業の皆様へ

堺市企業成長促進補助金(本社機能)

堺市では、堺市内での本社機能の整備を促進することにより、本市における雇用機会と事業機会の拡大並びに産業集積の高度化、ひいては税源涵養や市内在住雇用者の増加を図ることを目的として、「堺市企業成長促進補助金」を実施しています。堺市内で本社機能の整備をご検討の方は、まずはお相談ください。

対象者

堺市内において、本社機能の用に供する建物を取得又は賃借により整備する者で、以下の要件を満たす事業者

- ①当該補助事業が堺市内の近畿圏整備法に基づく既成都市区域(JR 阪和線以西の区域で石津川左岸線以西の区域を除く)において行われるものであること。
- ②補助対象経費が35,000,000円以上(中小企業にあつては、10,000,000円以上)であること。
- ③常時雇用者数が5人以上(中小企業にあつては、1人以上)であること。

※雇用増加数は市内在住者のみ算定

補助内容

制 度	補助内容	上限額
投資に対する補助	補助対象経費×5% (中小企業にあつては10%)	1億円
雇用に対する補助※	市内在住雇用者増数×20万円×3年	5千万円

●補助対象経費

【建 物】建物(新設、増設又は建替えに限る。)の取得に係る経費

【償却資産】建物付属設備、構築物、機械装置、備品等の取得に係る経費

(土地の測量、造成、取得等に係る経費、公租公課、消費税及び地方消費税を除く。)

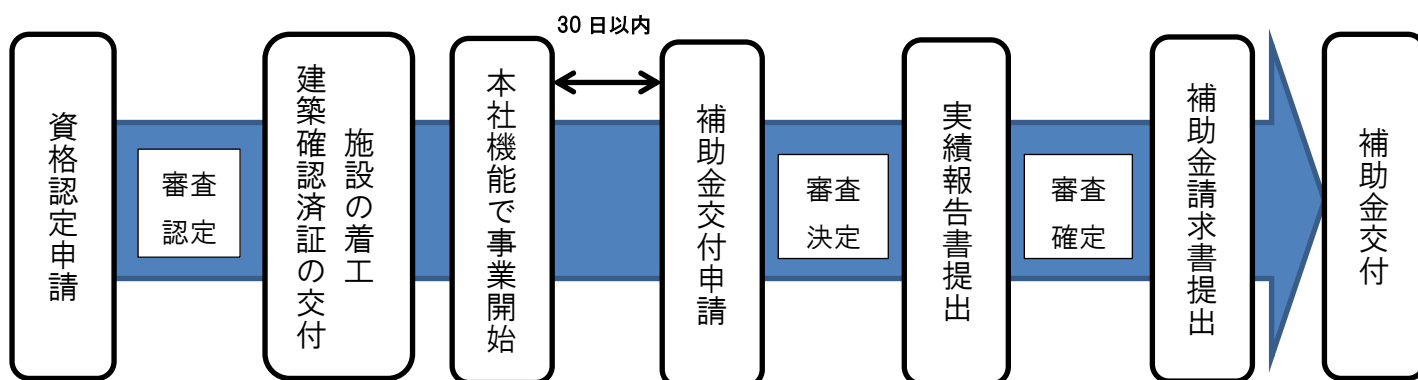
※常時雇用者数が5人未満(中小企業にあつては、2人未満)の場合は、当該年度における常時雇用者数に対する補助金は交付しない。

申請手続き

<資格認定申請の期限>

① 建築確認申請を行う場合	建築確認済証の交付の日
② それ以外の場合	建物の取得、賃貸の契約締結日の翌日から30日以内

<①手続きの流れ>



(注) 補助金交付事業者は、補助事業開始日から本社機能で10年間事業継続する必要があります。

補助金制度の期限

令和8年3月31日

(期限までに資格認定を受けた方が対象となります)



補助金 IIP

申請・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 イノベーション投資促進室

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816 MAIL itosoku@city.sakai.lg.jp



地方再生法（平成17年法律第24号）に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受ける場合は、国の地方拠点強化税制による減税措置の対象となり、本補助金の対象外となります。詳しくは大阪府 国際ビジネス・スタートアップ支援課（06-6210-9406）へお問い合わせください。

堺市で研究開発機能の整備を行う企業の皆様へ

堺市企業成長促進補助金(研究開発施設)

堺市では、堺市内での研究開発施設の整備を促進することにより、本市における雇用機会と事業機会の拡大並びに産業集積の高度化、ひいては税源涵養や市内在住雇用者の増加を図ることを目的として、「堺市企業成長促進補助金」を実施しています。堺市内で研究開発施設の整備をご検討の方は、まずはご相談ください。

対象者

堺市内において、研究開発の用に供する建物を取得、改良又は賃借により整備する者で、以下の要件を満たす事業者

＜中小企業の場合＞

- ① 製造業を主たる事業として営む企業であること。
- ② 補助対象経費が10,000,000円以上であること。

＜大企業の場合＞

- ① 製造業を主たる事業として営む企業であること。
- ② 補助対象経費が1,000,000,000円以上であること。
- ③ 当該補助事業が近畿圏整備法に基づく既成都市区域(JR 阪和線以西の区域で石津川左岸線以西の区域を除く)の工業適地(工業専用地域、工業地域、準工業地域)で行われるものであること。
- ④ 当該補助事業が成長産業分野、特定重要物資又は特定重要技術のいずれかに該当するものであること。

※成長産業分野:ICT関連、次世代ヘルスケア関連、環境エネルギー関連、次世代輸送関連、防災関連

※堺市グリーンイノベーション投資促進補助金の認定を受けた事業は補助対象外とする。

補助内容

＜中小企業の場合＞

制 度	補助内容	上限額
投資に対する補助	補助対象経費×10%※1	1億円
雇用に対する補助※2	市内在住雇用者増数×20万円×3年	5千万円

＜大企業の場合＞

制 度	補助内容	上限額
投資に対する補助	補助対象経費×5%	1億円
雇用に対する補助※2	市内在住雇用者増数×20万円×3年	5千万円

●補助対象経費

【建 物】建物(新設、増設又は建替えに限る。)の取得に係る経費

【償却資産】建物付属設備、構築物、機械装置等の取得に係る経費

(土地の測量、造成、取得等に係る経費、公租公課、消費税及び地方消費税を除く。)

※1 成長産業分野、特定重要物資又は特定重要技術のいずれかに関する投資の場合は補助率を15%とする。

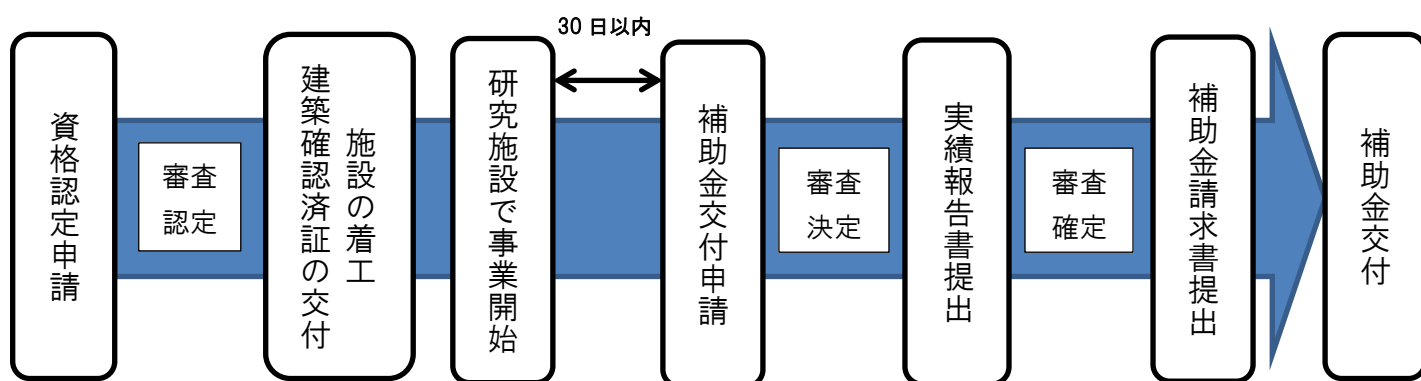
※2 常時雇用者数が5人未満（中小企業にあっては、2人未満）の場合は、当該年度における常時雇用者数に対する補助金は交付しない。

申請手続き

＜資格認定申請の期限＞

① 建築確認申請を行う場合	建築確認済証の交付の日
② それ以外の場合	建物の取得、賃貸の契約締結日の翌日から30日以内

＜①手続きの流れ＞



（注）補助金交付事業者は、補助事業開始日から本社機能で10年間事業継続する必要があります。

＜申請必要書類＞

- ① 堺市企業成長促進補助金交付資格認定申請書（様式第1号）
- ② 役員情報届出書（様式第2号。法人に限る）
- ③ 事業計画書（様式第3号）
- ④ 発行後3か月以内の履歴事項全部証明書（個人にあっては、事業概要書及び発行後3か月以内の住民票の写し）
- ⑤ 直近2年分の決算報告書の写し（個人にあっては、これに相当する書類）
- ⑥ 直近の事業に係る本市の法人の市民税（本市の法人の市民税の課税がない場合は法人税）を完納したことを証する書類の写し又は非課税であることを証する書類の写し
- ⑦ 建物、償却資産の取得に係る見積書の写し又は予定額を確認できる書類
- ⑧ 建物の平面図及び事業所の配置図
- ⑨ その他市長が必要と認める書類



補助金制度の期限

令和8年3月31日（期限までに資格認定を受けた方が対象となります）

申請・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 イノベーション投資促進室

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 高層館7階

TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816 MAIL itosoku@city.sakai.lg.jp



堺市で成長産業、特定重要物資又は特定重要技術に 関する事業所の整備を行う企業の皆様へ 堺市企業成長促進補助金 (成長産業、特定重要物資又は特定重要技術)

堺市では、中小製造業者が堺市内で行う成長産業、特定重要物資又は特定重要技術に関する工場・研究開発施設の整備を支援することにより、本市における雇用機会と事業機会の拡大並びに産業集積の高度化、ひいては税源涵養や市内在住雇用者の増加を図ることを目的として、「堺市企業成長促進補助金」を実施しています。堺市内で成長産業、特定重要物資又は特定重要技術に関する投資をご検討の方は、まずはご相談ください。

対象者

堺市内において、成長産業、特定重要物資又は特定重要技術に関する事業の用に供する建物を取得、改良又は賃借により整備する企業等で、以下の要件を満たす事業者

- ①製造業を主たる事業として営む中小企業であること。
- ②補助対象経費が製造の用に供する工場及び研究開発の用に供する施設で50,000,000円以上、又は研究開発の用に供する施設で10,000,000円以上であること。

※2以上の企業等の共同により行われる場合で、全ての企業等が①に該当し、当該共同事業が②を満たす場合も対象とする。

※堺市グリーンイノベーション投資促進補助金の認定を受けた事業は補助対象外とする。

※上記にかかわらず、成長産業特例（水素ステーションの整備）を適用する企業等で、補助対象経費が50,000,000円以上の場合も対象とする。

※成長産業分野（詳細はお問い合わせください。）

ICT関連、次世代ヘルスケア関連、環境エネルギー関連、次世代輸送機関連、防災関連

※特定重要物資（詳細はお問い合わせください。）

経済安全保障推進法に規定する特定重要物資であって、政令で指定されたもの

※特定重要技術（詳細はお問い合わせください。）

経済安全保障推進法に規定する特定重要技術研究開発指針に基づき、経済安全保障推進会議及びイノベーション戦略推進会議が決定する研究開発ビジョンにて支援対象とする重要技術として定められたもの

補助内容

<建物・設備取得等の支援>

制 度	補助内容	上限額
生産工場に対する投資	補助対象経費×5%	1億円
研究開発に対する投資	補助対象経費×15%	
雇用に対する補助※	市内在住雇用者増数×20万円×3年	5千万円

※常時雇用者数が2人未満の場合は、当該年度における常時雇用者数に対する補助金は交付しない。

●補助対象経費

【建物】建物（新設、増設又は建替えに限る。）の取得に係る経費

【償却資産】建物付属設備、構築物、機械装置等の取得に係る経費

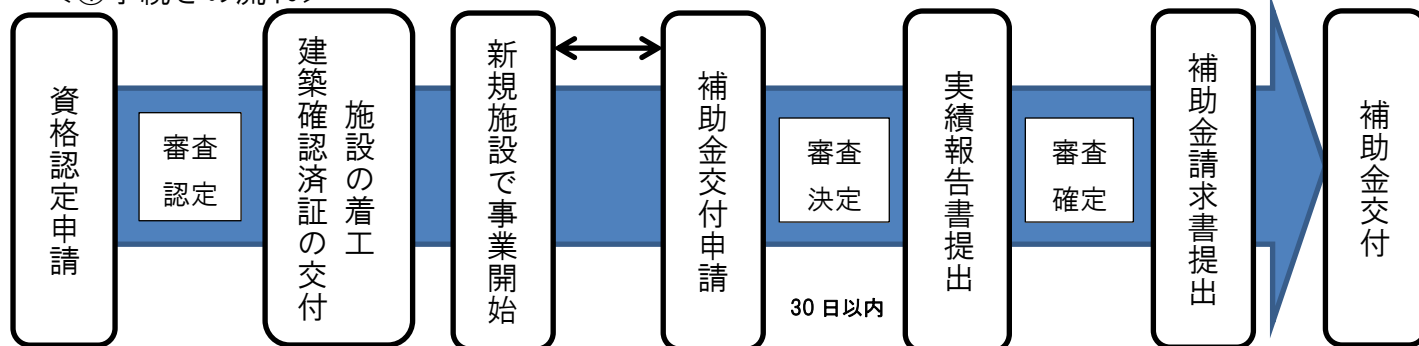
（土地の測量、造成、取得等に係る経費、公租公課、消費税及び地方消費税を除く。）

申請手続き

<資格認定申請の期限>

① 建築確認申請を行う場合	建築確認済証の交付の日
② 成長産業特例に関する投資で償却資産を取得し、機械や装置を建物の外に設置することにより拠点を整備する場合	当該償却資産を取得する契約締結の日又は機械や装置を建物の外に設置する工事の契約締結日の翌日から30日以内
③ それ以外の場合	建物の取得、賃貸の契約締結日の翌日から30日以内

<①手続きの流れ>



（注）補助金交付事業者は、補助事業開始日から本社機能で10年間事業継続する必要があります。

<資格認定申請必要書類>

- ① 堺市企業成長促進補助金交付資格認定申請書（様式第1号）
- ② 役員情報届出書（様式第2号。法人に限る）
- ③ 事業計画書（様式第3号）
- ④ 発行後3か月以内の履歴事項全部証明書（個人にあっては、事業概要書及び発行後3か月以内の住民票の写し）
- ⑤ 直近2年分の決算報告書の写し（個人にあっては、これに相当する書類）
- ⑥ 直近の事業に係る本市の法人の市民税（本市の法人の市民税の課税がない場合は法人税）を完納したことを証する書類の写し又は非課税であることを証する書類の写し
- ⑦ 建物、償却資産の取得に係る見積書の写し又は予定額を確認できる書類
- ⑧ 建物の平面図及び事業所の配置図
- ⑨ その他市長が必要と認める書類



補助金 IIP

補助金制度の期限

令和8年3月31日（期限までに資格認定を受けた方が対象となります）

申請・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 イノベーション投資促進室

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816 MAIL itosoku@city.sakai.lg.jp



中小企業等経営強化法に基づく 先端設備等導入計画の認定

堺市では、中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者が策定する先端設備等導入計画の認定申請を受け付けています。先端設備等導入計画について本市の認定を受け、一定の要件を満たす場合、固定資産税の特例措置などの支援を受けることができます。堺市内の事業所で設備投資を行う予定の方は、是非ご活用ください。

認定の対象となる中小企業者

■ 中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する事業者

業種分類		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※企業組合、協業組合、事業協同組合等も対象となります。詳しくは堺市 HP「中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定について」をご確認ください。

認定の主な要件

要 件	内 容
計画期間	3 年間、4 年間又は 5 年間
労働生産性	基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年率 3 % 以上向上 ■ 労働生産性の計算式 $(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}) / \text{労働投入量} (\times 1)$ ※ 1 労働者数又は労働者数 × 一人あたりの年間就業時間数
先端設備等の種類	堺市内において、生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 ■ 減価償却資産等の種類 機械及び装置、測定工具及び検査工具、器具及び備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	- 堺市の導入促進基本計画に適合するものであること。 - 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。 - 認定経営革新等支援機関（商工会議所等）において事前確認を行った計画であること。

認定を受けた中小企業者への支援

■固定資産税の特例措置

一定の要件を満たす場合、認定計画に基づき取得した先端設備等の固定資産税を軽減する特例措置が適用されます。詳しくは「先端設備等導入計画の認定を受けた設備等に対する固定資産税の特例について」をご覧ください。

(注) 固定資産税の特例措置の対象となるのは、認定計画に基づき令和 9 年 3 月 31 日までに取得した先端設備等になります。

■資金調達の支援

認定計画の実行にあたっての資金調達について、信用保証協会の追加保証や保証枠の拡大を受けられる場合があります。詳しくは各信用保証協会にてご確認ください。

認定申請の手続き

■認定申請に必要な書類

<新規認定申請に必要な書類>

以下①～⑤(固定資産税の特例(償却資産)の届出を行う先端設備等は①～⑦)をご提出ください。また、所有権移転外リース契約により設備を導入される場合は⑧⑨をあわせてご提出ください。
(注)先端設備等の取得日より前に、先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります。

- ①先端設備等導入計画に係る認定申請書
- ②先端設備等導入計画に係る確認書（認定支援機関確認書）
- ③堺市暴力団排除条例に係る誓約書
- ④先端設備等導入計画に係る担当者連絡先シート
- ⑤返信用封筒
- ⑥先端設備等に係る投資計画に関する確認書（認定支援機関確認書）
- ⑦従業員への賃上げ方針の表明を証する書類
- ⑧リース契約見積書
- ⑨軽減計算書

<認定変更申請に必要な書類（令和 7 年度以降に新規認定を受けている事業者）>

既に提出した計画の変更を行う事業者の方は、以下の⑩⑪及び②⑤をご提出ください。なお、固定資産税の特例(償却資産)の届出を行う先端設備等は⑥、賃上げ方針を変更する場合は⑦（※）、所有権移転外リース契約により設備を導入される場合は⑧⑨もご提出ください。

- ⑩先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書
- ⑪旧先端設備等導入計画の表紙部分の写し

(注) 法人名称の変更など認定の基準となる労働生産性に影響を及ぼさない場合については②⑥は不要です。

※新規申請時に賃上げ方針が位置付けられているものに限り、変更申請時に賃上げ方針の変更が可能となり、当該賃上げ方針の内容に応じた特例率が適用されます。

＜認定変更申請に必要な書類（旧様式にて申請する場合）＞

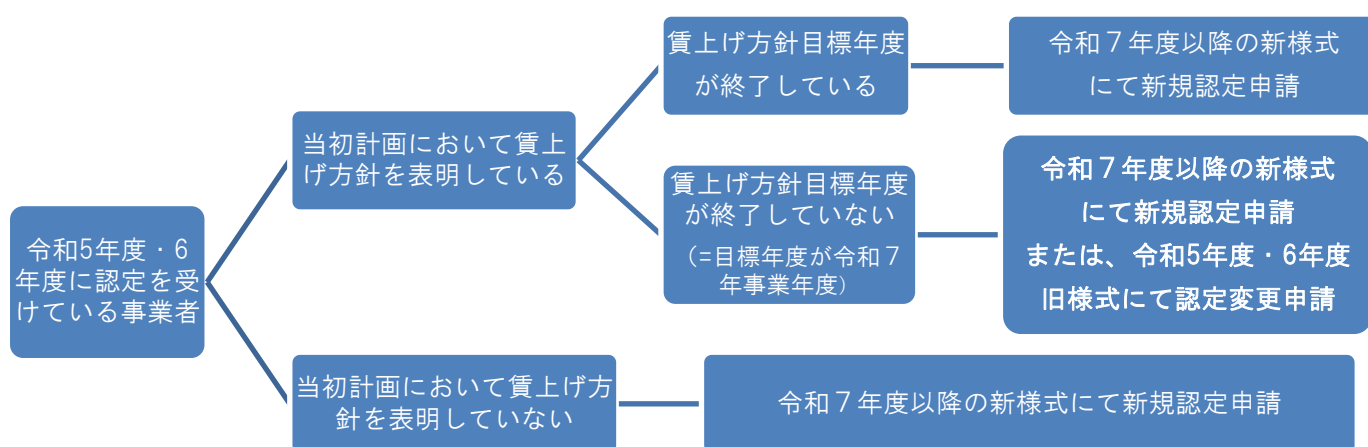
以下の⑫及び②⑤⑪をご提出ください。なお、固定資産税の特例(償却資産)の届出を行う先端設備等は⑥⑦（⑦については比較年度の修正が必要。(※)）、所有権移転外リース契約により設備を導入される場合は⑧⑨もご提出ください。

⑫先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書（令和 5・6 年度旧様式）

（注）法人名称の変更など認定の基準となる労働生産性に影響を及ぼさない場合については②⑥は不要です。

※従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の申請事業年度の直前の事業年度を令和 6 事業年度に修正して賃上げ表明を再度行うことが必要です。

■令和 5 年度・6 年度に認定を受けている事業者の手続きについて



申請・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 イノベーション投資促進室

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816



先端設備 HP

先端設備等導入支援補助金のご案内

エネルギー価格高騰の影響や人手不足等に対応するため、省力化・合理化等を図ろうとする前向きな投資を行う市内中小企業者を支援することを目的に、労働生産性を向上させる先端設備等の導入に係る経費を補助します。

本市より「先端設備等導入計画」の認定を受けると同補助金の対象となり、さらに一定の要件を満たす場合、対象先端設備等に係る固定資産税が一定期間軽減される特例措置や、融資の際の保証枠の拡大等の支援を受けられます。

堺市内の事業所で設備投資を行う予定の方は、ぜひご活用ください。

1 補助対象者

以下の(1)～(5)のすべてに該当する者とする。

- (1) 堺市の区域内に事業所等を有する中小企業者（※1）であること
- (2) 次のいずれにも該当しないこと
 - ① みなし大企業に該当する者
 - ② 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業及びこれに類する事業）を行っている者
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、市長が不適当と認める者
- (3) 堺市において、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた者であること
- (4) 堺市において認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、令和8年1月31日までに先端設備等を取得し、同年2月15日までに取得に係る経費の支払いを完了させること
- (5) 補助金の交付の対象となる先端設備等（※2）を取得するために要する費用（消費税及び地方消費税を除く）の合計額が300万円以上であること

※1 中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する事業者

※2 対象となる設備は、「機械及び装置」、「測定工具及び検査工具」、「器具及び備品」、「建物附属設備」、「ソフトウェア」

（注1）本補助金の交付を受けることができるのは、同一の中小企業者において1年度につき1回限りです。（※令和2年度・3年度・5年度・6年度に実施した同名補助金の交付を受けたことがある中小企業者の方も、本補助金の対象となります。）

（注2）本市の他の補助金の交付決定を受けた対象経費は対象外となります。

（注3）支払い方法は、銀行振込を原則とします。手形による支払いや分割払による支払いの場合は、令和8年2月15日までに全ての経費の決済を完了していることが必要となります。なお、回し手形や相殺での支払い、リース契約による取得は補助対象外となります。

2 受付開始時期

令和7年4月1日

※予算の募集枠に達し次第、受付終了となります。

3 補助内容

補助対象経費	補助率	補助限度額
対象先端設備等を取得するために要する費用 (※3)のうち、減価償却資産として計上される ものの合計額(消費税及び地方消費税を除く)	補助対象経費×10%	300万円

※3 対象先端設備等を取得するために要する費用は以下のいずれかに該当するものをいう。

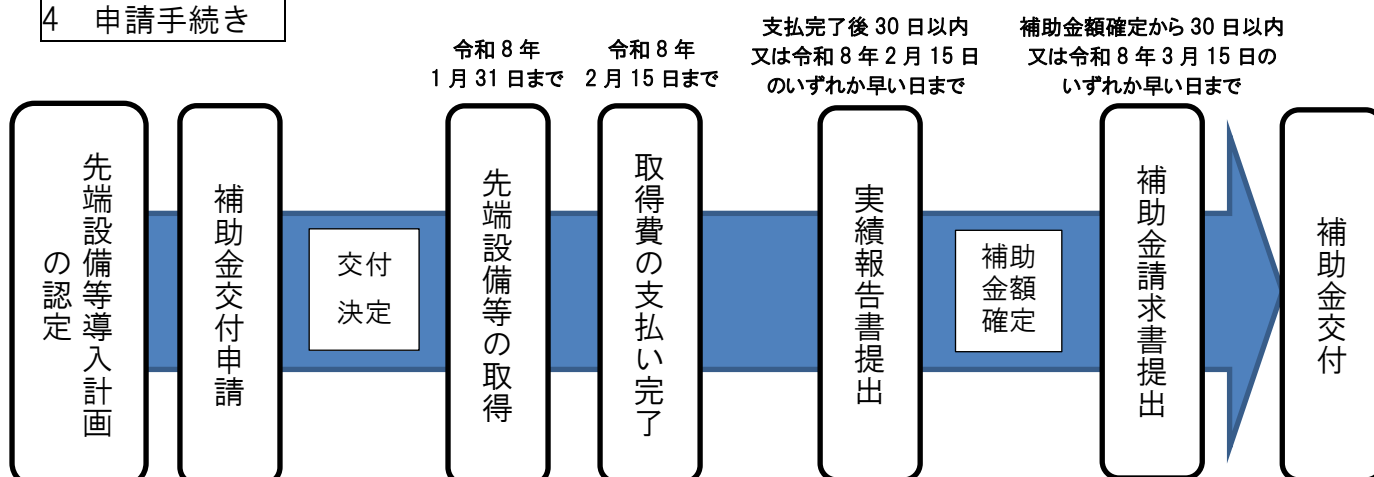
(1) 他から購入した償却資産

当該償却資産の購入の代価に付帯費(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、試運転費その他当該償却資産をその用途に供するために直接要した費用をいう。以下同じ。)の額を含めた金額

(2) 自己の製作等に係る償却資産

当該償却資産の製作等のための原材料費、労務費及び経費の額に付帯費の額を含めた金額

4 申請手続き



5 申請時必要書類

●補助金交付申請

対象先端設備等を取得するよりも前に、以下の書類を提出し交付決定を受けること。

- ① 堺市先端設備等導入支援補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 役員情報届出書(様式第2号、法人に限る)
- ③ 対象先端設備等の一覧表(様式第3号)
- ④ 補助対象経費に係る見積書その他これに相当する書類の写し
- ⑤ 堺市において認定された先端設備等導入計画に係る認定通知書の写し
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

申請・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 イノベーション投資促進室

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816
E-mail itosoku@city.sakai.lg.jp



補助金 HP

堺市グローバル展開促進事業補助金のご案内

1. 趣旨・目的

市内中小企業のグローバル展開を促進し、市内産業の活性化を図るため、市内中小企業の海外に向けた販路開拓や海外拠点設立などの支援を行う

2. 補助対象者

堺市の区域内に本社機能を有する中小企業

※本補助金の交付申請は、一事業者あたり、同一年度に1回限りです

3. 補助対象事業・補助対象経費

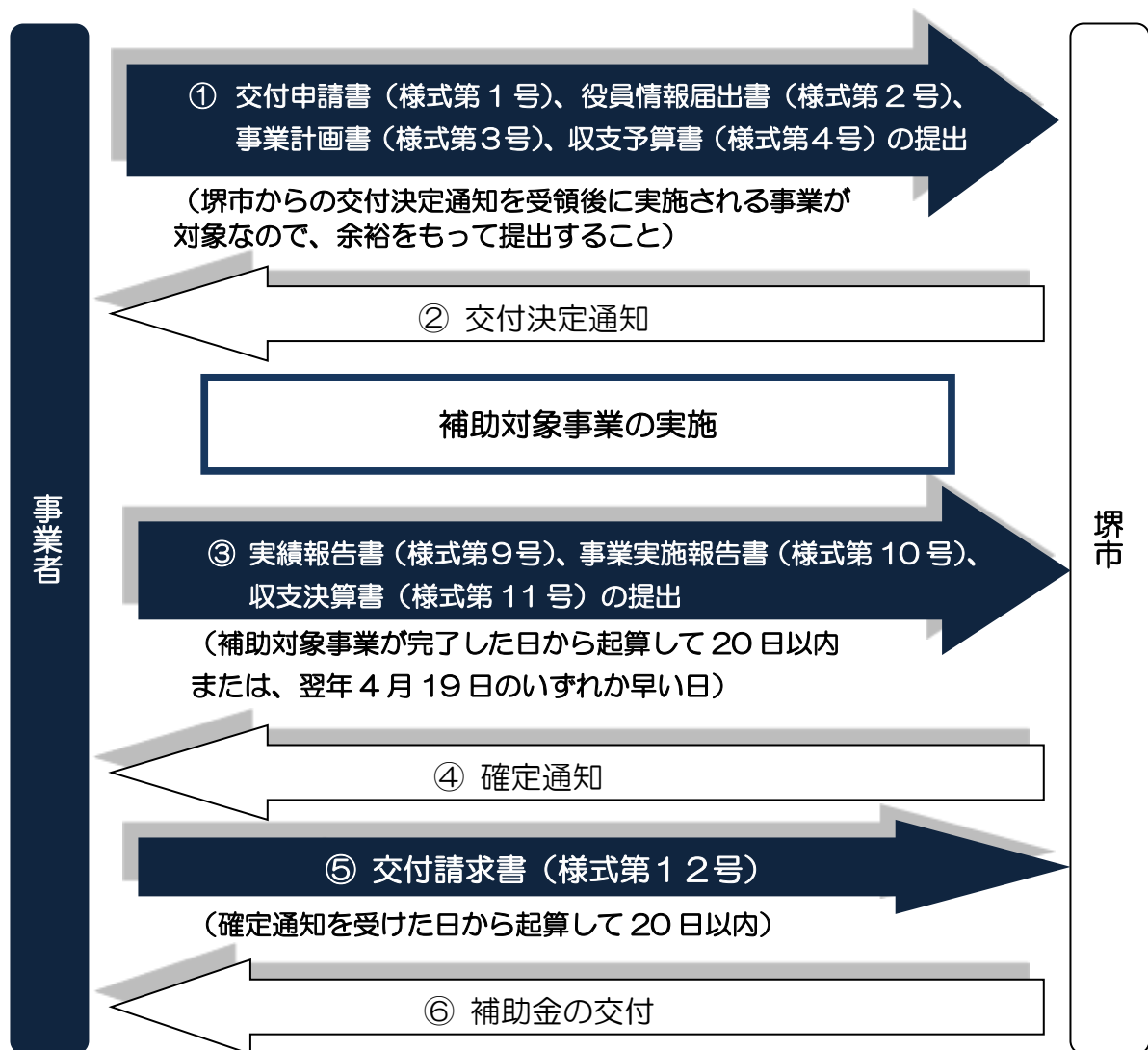
交付決定通知受領後に行われ、かつ、当該年度の3月31日までに完了する以下の事業

※国その他の地方公共団体等の他の補助金の対象となっている場合は、当該経費を補助対象から除く

	補助対象事業	詳細	補助対象経費	補助金の額の算定
①	海外で開催される展示会等への出展	自社が出展の主体となり、自社の製品・技術・商品・サービスの販路拡大を目的とした海外で開催される出展料の支払いを伴う展示会等への出展等を行うもの。ただし、自社が主催又は運営に携わる展示会等ではないこと。	小間料	補助対象経費に100分の30を乗じて得た額以内とする。(限度額は30万円)
			展示装飾費	
			商品輸送費	
			通訳翻訳費	
			外国語印刷物等の制作費	
②	海外事業者とのオンライン商談等の取組やデジタルコンテンツによる海外への情報発信	日本語以外を主要な使用言語とし、自社製品等の海外への販路開拓を目的としたオンライン展示会・プラットフォーム等への参加、海外事業者とのオンライン商談等、デジタルコンテンツ(Web ページ、SNS、画像・動画の制作)による情報発信を行うもの。	参加費用	補助対象経費に100分の30を乗じて得た額以内とする。(限度額は30万円)
			デジタルコンテンツ制作費	
			広告宣伝費	
			通訳翻訳費	
③	海外への販路開拓や拠点設立に向けた現地調査又は人材確保の取組	海外への販路開拓や拠点設立に向けた販売先・仕入先等の発掘や現地経済情勢、投資環境等の調査及び人材確保を目的として、調査会社、専門家、人材採用支援会社、公的な支援機関等を活用して行うもの。	調査委託費・報酬	補助対象経費に100分の30を乗じて得た額以内とする。(限度額は30万円)
			専門家委託費・報酬	
			人材紹介手数料	
			通訳翻訳費	
			ミッション等参加費(補助対象経費として参入する金額は20万円以内)	
④	越境ECの取組	日本語以外を主要な使用言語とし、インターネットを通じて自社のモノやサービスを海外に販売する越境ECに関する取組で、自社越境ECサイトの構築、越境ECモールへの出展を新たに始めるもの。	出展費	補助対象経費に100分の30を乗じて得た額以内とする。(限度額は30万円)
			サイト構築費	
			デジタルコンテンツ制作費	
			広告宣伝費	
			通訳翻訳費	

4. 申請手続き

- ① 交付を受けようとする事業者は、補助対象事業を実施する前までに「堺市グローバル展開促進事業補助金交付申請書(様式第1号)」「役員情報届出書(様式第2号)」「事業計画書(様式第3号)」「収支予算書(様式第4号)」に必要書類を添付して提出してください。
- ② 交付申請書の提出後、内容を審査し、適当と認める場合は、補助対象事業として認定を行い、申請者に交付決定通知書にてその旨を通知します。
〔事業計画又は経費の内容を変更・中止するときは「堺市グローバル展開促進事業補助金変更(中止・廃止)届出書(様式第7号)」を提出し、その承認を受けて下さい。〕
- ③ 補助対象事業完了から起算して20日以内、または翌年4月19日のいずれか早い日までに「堺市グローバル展開促進事業補助金実績報告書(様式第9号)」「事業実施報告書(様式第10号)」「収支決算書(様式第11号)」に必要書類を添付して提出してください。
- ④ 実績報告書提出後、内容を審査し、適当と認める場合は、予算の範囲内において補助金の交付決定を行い、申請者に確定通知書にてその旨を通知します。
- ⑤ 確定通知書受領後 20 日以内に、「堺市グローバル展開促進事業補助金交付請求書(様式第12号)」に額の確定通知書の写しを添付して、補助金交付の請求を行ってください。
- ⑥ 請求に基づき、補助金を交付します。



【お問合せ】

堺市イノベーション投資促進室 TEL:072-228-7629 メール:itosoku@city.sakai.lg.jp

堺市グリーンイノベーション投資促進補助金

堺市では、脱炭素社会の実現に貢献する革新的な技術等の企業投資を誘導することにより、本市における雇用機会・事業機会の拡大や税源涵養等を図り、脱炭素の取組が産業の持続的な成長につながる「環境と経済の好循環」を実現することを目的として、「堺市グリーンイノベーション投資促進補助金」を実施しています。堺市内で脱炭素社会の実現に貢献する革新的な技術等の投資をご検討の方は、まずはご相談ください。

対象者

次の全ての要件に該当する者

- ① 下表のいずれかの事業を行い、補助対象経費が 10 億円以上であること。（2 以上の企業の共同により行われる場合は、共同事業者の補助対象経費合計額が 10 億円以上であること。）

事業	内容
研究所整備	水素利用、二酸化炭素固定・再利用、再生可能エネルギー、次世代蓄電池その他脱炭素化に貢献する革新的な技術又は製品で別に定めるものに関する研究所を整備する事業
生産拠点整備	水素利用に関連する製品、次世代蓄電池材料、洋上風力発電に関連する基幹部品その他脱炭素化に貢献する製品で別に定めるものに関する生産拠点を整備する事業
脱炭素エネルギー供給拠点整備	脱炭素化に資するエネルギー又は燃料その他のエネルギー資源を周辺の事業拠点等に供給する事業を行う拠点を整備する事業。（原子力発電所及び堺市市税条例附則第3条の2第4項から第7項までの規定の適用を受ける特定再生可能エネルギー発電（太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電）設備を除く。）
設備導入	生産工程で発生する二酸化炭素の大幅削減又は再利用、工場間のエネルギー融通その他温室効果ガスの大幅削減又は再利用等に関する設備を導入する事業で別に定める温室効果ガス削減効果が見込まれるもの（既存設備等の単なる更新や買替えを除く。） （※年間5,000トン以上のCO ₂ 削減効果が見込めること。）

※対象となる技術、製品及び設備等については、別紙をご参照ください。

- ② 補助対象事業に関して、堺市が行う温室効果ガス削減効果等に関する調査及び情報発信に協力すること。
- ③ 補助対象事業に関して、堺市企業成長促進補助金の認定を受けていないこと。

補助内容

区分	補助内容	上限額
建物	【建物の新築、増築及び建替えに要する費用】×5%	2 億円
償却資産	【償却資産（機械及び装置、建物附属設備並びに構築物に限る。）の取得に要する費用】×2%	1 億円

※補助金の額は、表の各区分ごとに算出した金額の合計金額。

※土地の測量、造成、取得等に係る経費、公租公課、消費税及び地方消費税を除く。

○補助金の額が 5,000 万円を超える場合は、1 年度当たり 5,000 万円を上限として、複数の年度に分割して交付します。

申請手続き

＜資格認定申請の期限＞

〔(1) 建物の新築、増築又は建替えに伴う工事を行う場合〕

① 建築確認申請を行う場合	建築確認済証の交付の日
② それ以外の場合	当該工事に係る契約の締結の日

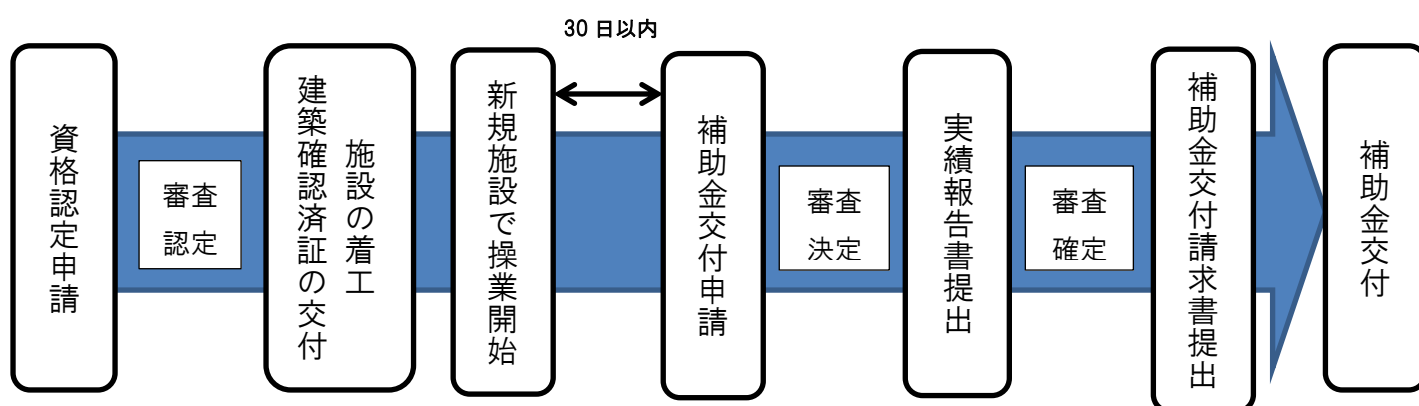
〔(2) 建物の購入又は賃借を行う場合〕

当該購入又は賃借に係る売買契約又は賃貸借契約の締結の日

〔(3) (1)(2)以外の場合〕

償却資産の取得に係る契約の締結の日又は発注の日

＜手続きの流れ（例）＞



（注）補助金を分割して交付する場合は、毎年度「補助金交付請求書」等の提出が必要です。

（注）補助金交付事業者は、操業開始日から 10 年間事業を継続する必要があります。

＜資格認定申請必要書類＞

- ① 堺市グリーンイノベーション投資促進補助金交付資格認定申請書（様式第 1 号）
- ② 役員情報届出書（様式第 2 号）
- ③ 事業計画書（様式第 3 号）
- ④ 発行後 3 か月以内の履歴事項全部証明書
- ⑤ 直近 2 年分の決算報告書の写し
- ⑥ 直近の事業に係る本市の法人の市民税（本市の法人の市民税の課税がない場合は法人税）を完納したことを証する書類の写し又は非課税であることを証する書類の写し
- ⑦ 建物の新築、増築若しくは建替え又は償却資産の取得に係る見積書の写し又は予定額を確認できる書類
- ⑧ 建物の平面図及び配置図（建物の新築、増築又は建替えを行う場合に限る。）
- ⑨ 共同事業者届出書（様式第 4 号）（2 以上の企業の共同により行われる場合に限る。）
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

＜交付申請の期限＞

操業開始日から起算して 30 日以内

（交付申請の手続きは、資格認定を受けた方に別途ご案内します。）



補助金 HP

申請・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 イノベーション投資促進室

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816



(別紙)

○本補助金の対象となる「技術、製品及び設備」の例

分野	代表的な技術、製品及び設備（例示）
再生可能エネルギーの主力電源化	設置場所の制約を克服する柔軟・軽量・高効率な太陽光発電システム、厳しい自然環境に適応可能な浮体式洋上風車、全固体電池・空気電池等の次世代蓄電池等に関する技術、製品及び設備
水素サプライチェーンの構築	天然ガス・褐炭の改質等によるCO ₂ フリー水素の製造、圧縮水素・液化水素・有機ハイドライド・アンモニア・水素吸蔵合金等の水素輸送・貯蔵技術、水素発電等に関する技術、製品及び設備
CO ₂ の分離回収	発電所等における燃焼後CO ₂ 回収用の固体吸収材・燃焼前CO ₂ 回収用の分離回収技術、大気中CO ₂ の分離回収技術等に関する技術、製品及び設備
グリーンモビリティの確立	自動車・航空機等の電動化のための高性能蓄電池・モーター・燃料電池、水素を燃料とするモビリティのための燃料電池システム・水素貯蔵システム、カーボンリサイクル技術を用いたバイオ燃料・合成燃料の製造等に関する技術、製品及び設備
再生可能エネルギー由来の電力や水素の活用	水素還元製鉄技術等によるゼロカーボン・スチール、金属等の高効率リサイクル技術、プラスチック等の高度資源循環技術等に関する技術、製品及び設備
カーボンリサイクル技術によるCO ₂ の原燃料化等	人工光合成を用いた基幹化学品の製造、炭素再資源化による機能性化学品製造、メタネーション技術、CO ₂ を原料とするセメント・CO ₂ 吸収型コンクリートの製造等に関する技術、製品及び設備
最先端の温室効果ガス削減技術の活用	発電効率の高い次世代業務・産業・家庭用燃料電池、工場等において生じる未利用熱エネルギーの削減・回収・再利用、温室効果の極めて低いグリーン冷媒やその利用機器等に関する技術、製品及び設備

※表中の技術、製品及び設備は、代表的なものを例示として列挙するものであり、国が策定した「革新的環境イノベーション戦略」の内容などを参照の上、交付要綱の趣旨に沿って判断します。